



県では空き家の増加抑制や利活用を促進するための取り組みを進めています。

住まいの将来、考えましよう

全国的な社会問題となっている空き家の増加。総務省が5年ごとに発表する「住宅・土地統計調査」によると、本県では6戸に1戸が空き家となっており、少子高齢化や人口減少の影響で今後も増えることが予想されます。空き家問題は他人事ではありません。空き家になる前に「やるべきこと」、その後の「売却」「賃貸」などの活用方法を知って、早めのアクションを起こしましょう！



「仕舞う」「活かす」話し合いを 空き家の未然防止、早期対応

▽空き家になるきっかけは、▽居住者が亡くなった▽実家を相続した子どもが居住しない▽一人暮らしの高齢者が施設に入居するなどさまざま。そこから「解体費用をかけたくない」「家財を片付けられない」などの理由で放置される場合があります。管理されていない空き家は老朽化等による重大事故や不法侵入などのリスクが高まります。

このような事態にならないために、「仕舞う(除去)」「活かす(活用)」といった住まいの将来を先延ばしにせず、早くから家族や大切な人と話し合っておくことが大事です。例えば空き家を除去する場合は、解体後に駐車場にしたり、新たな建物の敷地にすることも考えられます。また、住宅を売却する、カフェを

空き家を「仕舞う」(例)

解体を行い、跡地を広場や駐車場、新しい建物の敷地として活用

広場・駐車場 新しい建物の敷地

引用:国土交通省HP

空き家を「活かす」(例)

住宅のままの売却や、用途替えをしてカフェなどとして活用

中古売買 用途替え(カフェなど)

引用:国土交通省HP

295件が成約、移住者も利用 空き家バンク／大館市の取り組み

大館市観光交流(ポソポ)部 交流推進課 笹木 和美さん

空き家バンクは、空き家の賃貸または売却を希望する所有者からの情報提供を受け、市のホームページなどで利用希望者に紹介する制度です。大館市では空き家バンク制度を2012年にスタート。今年8月31日までに延べ397件の登録があり、295件が成約に至りました。登録の内訳は174件が市内、46件が市を除く県内、177件が県外に住む人です。両親等親族の施設入居や住宅の相続などを理由に、登録する人が多い傾向です。成約に至った295件のうち243件は市民の利用。市外の人の利用もあるため、空き家バンク制度が移住者の居住施設確保の補助になっているものと考えられます。紹介中(8月31日時点)の空き家は68件です。

空き家バンクの魅力は情報の拡散性です。大館市では空き家情報を市のホームページのほか全国版にも掲載。単に不動産事業者へ仲介を依頼した場合に比べ、より多くの方の目に留まりやすくなっています。賃貸売却を考えている方はぜひ、各市町村の空き家バンクを活用してください。

中古住宅の需要は増加傾向 空き家売却のポイント

新築住宅価格の高止まりによって、住宅の購入費用を抑えたい人から中古住宅の需要は増えています。将来的に使う予定がないのであれば、空き家によって生じる負担やリスクを考え、早めに売却するのがおすすめです。売却をスムーズに進めるためには、まずは内外部の点検を行い、必要であればリフォームやリノベーションを考えましょう。

売却の第一歩は、不動産の相場価格を調べ、専門家や複数の不動産業者に査定を依頼することです。適切な価格設定が売却の鍵になります。売却する場合、不動産会社と契約を結び売買活動を行うこととなります。 ※電話または来所で事前受付 電話018-827-7075

NPO法人あき活Lab 空き家に悩む人による相談

NPO法人あき活Lab 代表 三澤 雄太さん

「まわりを見渡せば、こんなに空き家・空き店舗がたくさんあるのに、いざ、買いたい借りたいとなると物件が全然ない」。このように思ったことがある方は少なくないと思います。実は空き家を「売る・賃貸・解体する」の前に、さまざまな問題が立ちわたりかかっています。あき活Labでは、そういった空き家所有者の悩みに寄り添い「空き家を放置させない」を目的に活動しています。



現在、大館市、由利本荘市、湯沢市の県内3カ所に空き家バンクの相談窓口を設け、必要場合は専門家につなぐなど、問題解決まで伴走するワンストップ窓口となっています。相談は空き家の所有者だけでなく、探している人の双方から受け付けています。 ※電話または来所での相談 018-1033-8278

気軽に聞いてみよう！ 県の空き家相談会

「空き家の管理が困難」「手放したい」「相続手続きに苦慮している」「利活用の方法がわからない」など、空き家に関する悩みを抱えながらその対処方法がわからない人のために、県では「空き家相談会」を開催しています。無料の相談会では、不動産事業者や司法書士などの専門家が相談者の話を親身に聞き、悩みの解決に向けたアドバイスを行います。気軽に参加してみましょう！

相談会の様子

日程や会場等詳しくはこちらから

企画・制作/秋田魁新報社営業局

業界最古(創立72周年、昭和27年設立)の歴史と信頼

私たちは、**オールジャパンのネットワーク体制で** 空き家の問題に**取り組んでおります!!**

47都道府県すべて

不動産業の開業をご検討の方はぜひ全日へご相談ください!

開業・経営を確実にサポート!

公益社団法人 **全日本不動産協会**

秋田県本部 ☎018-827-7075

〒010-0951 秋田県山王五丁目9-11 山王ガーデンビル1F-B <https://akita.zennichi.or.jp/>

確かな施工技術で資源循環・地域環境保護を。

当協会は、解体工事業として健全な発展と社会的地位の向上を図り、地域環境の保全を推進して建設業の一翼を担う専門工事業として、社会に貢献していくことを目的としています。

構造物や建築物の解体工事は増加の一途を辿っており、高度の解体工事施工技術が要求されています。そのため当協会会員には、「解体工事施工士」の資格者が在籍し、現場に常駐しています。

リサイクルの促進、循環型社会形成を目的とした「建設リサイクル法」により「分別解体」が義務づけられ、廃材の再資源化を推進しています。

解体のご相談等については、当協会へご連絡いただければ近隣地区の優良業者をご紹介します。

一般社団法人 秋田県解体工事業協会

秋田市旭北栄町1-49 GOWINビル 4階C号 TEL.018-838-6070 <http://www.akita-kaitai.jp>

行政書士にお任せください

官公署に提出する書類 権利義務に関する書類 事実証明に関する書類

各官庁、都道府県庁、市・区役所、町・村役場、警察署等 遺産分割協議書、各種契約書、内容証明、定款等 実地調査に基づく各種図面類、各種議事録、会計帳簿、申述書等

行政書士は、上記書類の作成とその代理、相談業務、許認可に関する手続の代理を業としています。皆様何から始めたいときや困ったときには、お近くの行政書士にお気軽にご相談ください。

秋田県行政書士会 TEL.018-864-3098

「空き家問題」も司法書士にご相談ください。

司法書士は相続登記手続、財産管理手続の専門家です。

秋田県司法書士会では、相続登記相談センター及び総合相談センターを設置し、相続・遺言・成年後見・借金問題など、司法書士による登記・法律の無料相談をおこなっています。お気軽にご相談ください。

相談予約電話 ☎018-824-0055

秋田県司法書士会

空き家のご相談は **マークのお店に**

秋田に住もう

のこったのこった

安心の不動産取引は、ハトマークが目印です。宅建業を開業するなら秋田宅建協会へ

公益社団法人 **秋田県宅地建物取引業協会**

〒010-0942 秋田市川尻大川町1番33号 秋田県不動産会館
TEL.018-865-1671 FAX.018-865-1670
URL <https://www.akita-takken.jp/> E-mail akita-r@akita-takken.jp